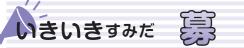
## 大が輝く鬱塵・穀室・鷽し

**内**=内容 **種**=種別 **対**=対象 **定**=定員 **費**=費用 **持**=持ち物 **申**=申込み **問**=問合せ

<b>区</b> 八	な北	L+	トフス	
区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
◎ 子ども	もちもちマーケット	4月4日(土) · 19日(日)午前   10時~正午	子育で支援総合センター (京   島1 - 35 - 9 - 103)	内使わなくなった衣類や、おもちゃ等の交換会   費無料   車当日   直接会場へ   問子育て支援総合センター
	子宝カフェ「こいのぼり 工作 *1歳からできる!楽 しい工作 ペタペタシール こいのぼり″」			図 1歳~5歳の子どもとその保護者 <b>200円</b> (材料費) <b>お</b> クレヨン・水性ペン等(必要な方のみ) <b>申</b> 事前に催し名・住所・氏名・年齢・電話番号・メールアドレス、子どもの氏名・年齢を、ファクス、または E メールで、すみだ komachi 荘司 <b>2090</b> −4619−0449・FAX5630−6352・☑ sumida_komachi@yahoo.co.jpへ <b>日</b> 子育て支援総合センター <b>2</b> 5630−6351
産仕業事・	パルティーレ × 配財プロ ジェクト「職人の廃材でア クセサリーを作ろう」	3月21日 (祝)·22日 (日) 午前10時~午後4時	片岡屛風店(向島1-31-6)	□ 職人の工房から出る余り物でストラップ等を作る 300円~500円程度(材料費) 目当日直接会場へ *未就学児は保護者の同伴が必要 間産業経済課産業振興担当 5608-6186
文化・スポーツ	区民体育大会「区民ハイキ ング」	4月19日(日)午前7時〜 *歩程は約4時間	丸山(埼玉県秩父郡横瀬町 芦ヶ久保) * JR 錦糸町駅 北口改札前に午前7時集合	費500円(保険料込み) *交通費(2000円程度)は別途自己負担 時分当、飲物、雨具兼防寒用の上着等 *山歩きに適した靴で参加 費用を持って直接、4月10日午後4時までに、スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所11階) ☎5608−6312へ 問墨田区野外活 動連盟 小林正克 ☎090−2411−0296
	区民体育大会「ゲートボー ル大会」	4月22日(水)午前9時~午後 4時	錦糸公園野球場(錦糸4-15-1) -1)	閏1人500円 *4月8日(水)午後1時から曳舟文化センター(京島1-38-11)で実施する代表者会議で、チームの人数分の費用を一括して支払 申4月1日~8日に墨田区ゲートボール連合会 岩田 勲(緑4-1-3-302) ☎3632-5792へ
	区民体育大会「バドミント ン大会」	▶男子シングルス、女子ダブルス=5月4日(祝) ▶男子ダブルス、女子シングルス=5月17日(日) *いずれも午前9時~午後9時	-	■ ▶シングルス=男女1部~4部、壮年45歳以上 ▶ダブルス=男女1部~4部、壮年45歳以上、60歳以上
※ イベント	墨堤さくらまつり	桜の開花期間中 *観光 PR コーナーは3月28日~4月5 日の毎週土・日曜日午前10 時~午後4時のみ *隅田公 園内の提灯の点灯は、開催 期間中の日没~午後9時	芸妓茶屋=桜橋デッキスク ウェア ▶模擬店、ござの	演奏、かっぽれ踊り、南京玉すだれ、相撲甚句、ベリーダンス、タイ舞踊、ちんどん獅子舞など 申期間中、直接会場へ 問 ▶ 観光課観光担当 ☆5608-6500 ▶ 墨田区観光協会 ☆5608-6951
	伊豆高原荘「伊豆らんらん 倶楽部バスツアー」	▶5月13日(水) ~ 15日(金) ▶5月17日(日) ~ 19日(火) *いずれも2泊3日	役所正面玄関前に午前9時集 合または、ロッテシティホ	□三島山中城跡公園でのツツジ観賞、林泉寺(伊東市)での藤観賞、 天城グリーンガーデンでのシャクナゲ観賞など 記名先着40人 図各2万4000円 *区内在住在勤の方は100円引き *昼食代は別途自己負担 ■3月21日午前9時から電話で伊豆高原荘 ☎0557-54-1108へ



VIC	CIE 9 DE	□ Phe 图 =種別 図 =対象	聚 屋 = 定員 選 = 選考方法 選 = 費用 間 = 持ち物 国 = 申込み 間 = 問合せ	
区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等	
健康・福祉	「すみだ教室」受講生・ボ ランティアの募集	□知的障害者が自立して生活できるように支援する「すみだ教室」の受講または指導補助 【期間】5月17日~平成28年2月7日の原則、毎月第1・第3日曜日午前9時半~午後3時*ボランティアは午後3時半まで	【活動場所】本所中学校(東駒形3-1-10)ほか 選面接 *面接日は後日通知 申申請書を直接または郵送で4月7日(必着)までに、〒130-8640生涯学習課青少年担当(区役所11階) ☎5608-6503へ*申込書は申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可	
	▶受講生	図区内在住在勤の65歳以下で、次のすべての要件を満たす知的障害者 ▶ 団体行動ができる ▶ 医療管理や介護を必要としない ▶ 義務教育課程を修了している(高校等に在学中の方を除く) ▶ 自宅から会場まで1人で往復できる ▶ 全日程参加できる ▶ 愛の手帳3度~4度	【募集数】若干名 📴 無料 * 教材費等は自己負担	
	▶ボランティア	図 18歳以上で、障害者教育に関心のある方 *高校生を除く	*謝礼あり	
仕事・産業	「フロンティアすみだ塾」 塾生の募集	□ 中小企業の事業を継承し、次代を担う人材を育成するための講義(毎月1回程度)、企業の視察・合宿等(年3・4回) 【期間】5月~平成28年3月 【開催場所】区役所会議室ほか □ 原則、区内中小企業の後継者・若手経営者で、おおむね 45歳までの方 □ 10人程度	選書類選考 <b>週</b> 10万円 *企業の視察・合宿にかかる費用は別途 自己負担 申申込書を直接または、ファクスで4月7日までに、すみ だ次世代経営研究協議会事務局(区役所14階・産業経済課内) 25608-6188・FAX5608-6934へ *申込書は、申込先、すみだ 中小企業センター(文花1-19-1)で配布しているほか、区ホーム ページから出力可 間産業経済課産業振興担当 25608-6188	
区政その他	「墨田区観光振興プラン (改定版) 素案」のパブリッ クコメント(意見募集)	【素案の閲覧期間/閲覧場所】4月6日(月)まで/観光課(区役所14階)、区民情報コーナー(区役所1階) *土・日曜日、祝日は区民情報コーナーのみ *区ホームページでも閲覧可	【ご意見の提出方法】ご意見(A4用紙1枚程度で書式自由)と、住所・氏名(団体名)・電話番号を直接または郵送、ファクス、Eメールで4月6日(必着)までに、〒130-8640観光課観光担当(区役所14階) 25608-6500・FAX5608-6934・☑ KANKOU@city.sumida. lg.jpへ	
	墨田区区民行政評価委員 会区民委員の募集	□ 区の施策や事務事業に、第三者の視点で意見を述べる □ 区内在住在勤の18歳以上(平成27年4月1日現在)で、区 の施策や事務事業の評価に関心があり、6月~10月の平日 午後を中心に8回程度(各回4時間程度)開催する委員会に出 席できる方 【任期】区長が委嘱した日~28年3月31日	【募集数】4人程度 図書類選考 申申込書と必要書類を直接または 郵送、ファクス、Eメールで4月24日(必着)までに、〒130-8640 企画・行政改革担当(区役所7階) 25608-6230・FAX5608- 6407・☑ KIKAKU@city.sumida.lg.jpへ *募集要項と申込書は 申込先で配布しているほか、区ホームページから出力可	

## 大が指く Page Manager Ma

<b>豆</b> 丛	夕折	とき	ところ	
区分	名称 緑と花の学習園さくらま			対象・定員・費用・申込み・問合せ等 対区内在住在勤在学の方 問環境保全課緑化推進担当(区役所14
	つり 一一一	4月4日(工) * 附大决行	旅C化の子省園(文化2-12   -17)	図 区内任任任勤任学の方 間 環境保主課線化推進担当 (区位所 14 階) <b>2</b> 5608−6208
		▶午前10時~ ▶午前11時 ~ ▶午後1時~ *各回 40分		定各回先着10人 関無料 閉持ち帰り用の袋 田3月23日午前9時から問合せ先へ *参加者には、腐葉土、肥料、ゴーヤの種を進呈
	▶園内探検スタンプラ リー	▶午前10時~正午 ▶午後1 時~3時		定各回先着25人 関無料 <b>樹</b> 花苗を持ち帰るための袋 <b>申</b> 当日直接会場へ
	▶緑化相談	▶午前10時~正午 ▶午後1 時~3時		□ "聞いて納得、植物の知りたいことがわかる" 相談会 費無料 申当日直接会場へ
暮らし	▶苗木の無料配布	▶午前10時半~ ▶午後2時 ~		▶ 各回先着50人 費無料 申当日直接会場へ
	●緑化講習会「春を感じ る箱庭づくり」	午後1時半~3時		定 先着10人 <u>閏</u> 2500円(植物代·容器代込み) <u>持</u> はさみ、タオル、 ピンセット、エプロン、作品を持ち帰るための袋 <u>申</u> 3月23日午前 9時から問合せ先へ
	<b>喜嬬の里で陶芸を楽しみ学びましょう(全7回)</b>	4月12日、5月10日・31日、 6月14日・28日、7月12日・ 26日いずれも日曜日午前9 時半〜午後0時半		<b>戸</b> 先着12人 *小学生以下は保護者の同伴が必要 <b>閏</b> 9000円 <b>日</b> エプロン、タオル、雑巾 <b>用</b> 事前に八広地域プラザ <b>☆</b> 6657 − 1549へ *申込みは3月31日まで
	骨盤体操でポッコリお腹 を解消!(全2回)	4月14日 (火)·21日 (火) 午前10時~11時半	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)	対 16歳以上の方 定 先着20人 費 1200円(保険料込み) *3月 31日までに直接、申込先へ支払 協飲物、汗拭き用のタオル 申3 月23日午前9時から電話で、みどりコミュニティセンター ☎5600 −5811へ *動きやすい服装で参加
			(業平1-15地先)付近に午	□ 東京スカイツリー周辺に設置しているハンギングバスケットやプランターを使い、花の植え替え方法の基本を学ぶ 図 区内在住在勤の方 〒 各日先着40人
		4月1日~22日の毎週水曜日 ▶1時半コース=午後1時半 ~2時50分 ▶3時コース= 午後3時~4時20分		図区内在住在勤の成人で、医師から運動を制限されていない方 定各コース15人(抽選) 置無料 申3月26日までに、すみだ福祉 保健センター 全5608-3729へ
健康・福祉	高齢者「英会話教室"外国 人の先生に教えてもらお う日常会話"」(全4回)	4月6日~27日の毎週月曜日 午前10時~正午		内日常英会話を外国人の講師から学ぶ 対区内在住で60歳以上の方 定20人(抽選) 費無料 申3月27日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608−3721へ
	介護予防のための「うんど う習慣日」(全12回)		-4)、若宮公園(本所2-2	<ul> <li>▶レーナーの指導を受けながら、公園内の「うんどう遊具」などを利用して体を動かす</li> <li>対区内在住の65歳以上で、医師から運動を制限されていない方</li> <li>定先着50人</li> <li>課用談係(区役所4階)</li> <li>な5608-6178へ</li> </ul>
	筋力向上トレーニング教	▶火曜日コース=4月21日~7月28日(5月5日、6月23日、7月21日を除く) ▶金曜日コース=4月24日~7月17日(6月19日を除く) *いずれも午後1時~2時45分		図器具を使った無理のない運動 図区内在住の65歳以上で、全日程参加できる本教室未受講者(要支援認定者等を除く) *ほかにも要件あり 263 (担選後、当選者の中から選考) 図無料 申4月3日までに高齢者福祉課相談係(区役所4階) 25608 − 6178 へ *4月13日(月)午後2時~3時に実施する現地説明会で、医師の診断書または特定健康診査等受診結果票の提出が必要



## いまだに残る差別意識の解消に向けて

同和問題(部落問題)とは、かつてあった身分制度や歴史的・社会的に形成された人びとの意識に起因する差別が、さまざまな形で現れている日本固有の人権問題です。

この同和問題については、昭和40年、国が 同和対策審議会から答申を受け、「同和問題を 深刻な人権侵害ととらえ、その早急な解決は国 の責務であり、同時に国民的課題である」とい う考え方を示しました。この答申を具現化する ため、国は昭和44年に同和対策事業特別措置 法を制定し、その後も法律を延長したり、新た に法律を定めたりして、生活環境の改善や、同 和問題の理解と認識を深めるための施策に取り 組んできました。平成14年に法律が失効した 後も、法律によらず、必要とされる施策を適宜 適切に実施していくことになりました。区においても、同和問題の解決を人権施策の主要課題として「墨田区人権啓発基本計画」に基づき、差別や偏見等の解消に取り組んでいます。また、墨田区基本計画の目標である「平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる」ことを実現するために、人権教育・普及啓発活動を積極的に進めています。

しかし、現在もなお、同和地区(被差別部落)の出身という理由で差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。平成15年には、同和地区出身者の自宅等に、誹謗、中傷、脅迫する内容の差別はがきが郵送される事件がありました。また、最近でも駅や公園などの公共施設で同和地区出身者に対する差別的な落書きや

貼り紙が見つかりました。さらに、インターネットを使った差別的な書き込みも後を絶ちません。中には、掲示板への書き込みだけではなく、差別的なコメントを添えた風景画像を掲載する個人ホームページも見つかりました。

これらの行為は、同和地区出身の人々を傷つけ、生活を脅かすばかりではなく、そのままにしておくと差別意識を拡大させるおそれがあります。このような行為は決して許されるものではありません。こうした差別につながる行為を自ら行わないこと、見逃さないことが、お互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくために大切です。

[問合せ] 人権同和・男女共同参画課人権同和担当 25608 - 6322